

5 輸 国 第 2 0 5 3 号

関税割当公表第86号

令和5年度下期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、とうもろこし（コーンスターチの製造に使用するもの。以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和5年9月8日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 とうもろこし（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第1005.90号に規定するもののうち、コーンスターチの製造に使用するもの）
- 2 用途
 - (1) 糖 化 用
 - (2) 一 般 用
 - (3) 新規用途用
- 3 割当数量 別途公表
- 4 通関期限 令和6年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

農林水産省農産局地域作物課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間（直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。）
令和5年10月2日（月）から同年10月11日（水）まで
- 2 提出時間 直接持ち込む場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

第5 関税割当申請者の資格

コーンスターチ製造業者であって、次の各号に掲げる要件の全てを備える者

- 1 関税割当申請書を提出する日において、コーンスターチの製造設備を有する者
- 2 コーンスターチの製造数量が確実に把握できると認められる者
- 3 コーンスターチの販売計画等からみて、コーンスターチを糖化用、一般用及び新規用途用に使用又は販売することが確実に認められる者

第6 関税割当申請書等の提出方法

以下の1から3までのいずれかの方法により提出することができる。

- 1 農林水産省共通申請サービスによる提出
農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う（以下「電子申請」という。）。)
- 2 書面による提出
 - (1) 直接持ち込む場合
受付担当課へ事前に連絡した上で持参する。
 - (2) 郵送等による場合
郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付するとともに、速やかにその追跡番号を受付担当課に連絡することとする。なお、第4の1の提出期間内に当省必着とする。
(宛先)
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省農産局地域作物課 関税割当担当者（とうもろこしコーンスターチ用）宛
- 3 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（とうもろこしコーンスターチ用）（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

また、電子メール受信の確認のため、送付後速やかに受付担当課（以下の連絡先）まで必ず連絡することとする。添付するファイルは、メール1通当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の（申請者名）の後に（分割番号／通し番号）を付することとする。

宛 先：tariff_rapd@maff.go.jp

連絡先：03-6744-2115

第7 提出書類

提出書類は以下のとおりとする。

ただし、令和5年度上期における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、6の書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

また、令和5年度において受付担当課に2件以上申請する場合における2件目以降の申請において、6及び7の書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

1 関税割当申請書（省令別記様式第1）

申請の明細中「数量及び単位」、「実績」及び「主な使用の計画」の欄については、第1の用途別に数量を記載するものとする。

ただし、電子申請による提出の場合は不要。

2 関税割当申請書類表（別記様式1）

ただし、電子申請による提出の場合は不要。

3 令和4年10月1日から令和5年9月30日までの期間における下期、上期別のとうもろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量及び使用実績数量を記載した書類（別記様式2及び3）

4 令和4年10月1日から令和5年9月30日までの期間における下期、上期別の原料入手状況を記載した書類（別記様式4）

5 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間におけるとうもろこ

しの使用計画数量並びに製品の販売計画数量及び使用計画数量を記載した書類（別記様式 5 及び 6）

6 工場に関する書類又は資料

- (1) 工場名及びその所在地を記載した書類
- (2) 工場配置図
- (3) 製造機械配置図
- (4) 工場工程見取図
- (5) コーンスターチ製造機械設備一覧表（別記様式 7）

7 法人にあつては、定款（目的を確認できる頁の抜粋で可）の写し並びに商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し（電子申請による提出の場合は不要）、個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

8 第 1 の用途に従って割当てを受けたとうもろこしを、当該割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しない旨の誓約書

第 8 割当基準

糖化用、一般用及び新規用途用の用途別に、とうもろこしの使用（又は製品販売）実績数量、使用（又は製造販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

第 9 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 関税割当てに関する申請者の法令違反が確定したとき。
- 2 申請者が本公表の定めに違反したとき。
- 3 申請者が虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

第10 報告

- 1 とうもろこしの割当てを受けた者は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）の定めるところにより、とうもろこしの輸入計画書、とうもろこしの輸入計画変更（実績）報告書、とうもろこしの使用実績、製品の用途先別販売実績、自家使用実績等を農産局長に報告するものとする。
- 2 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令又は本公表に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第11 その他

- 1 書面による提出において、関税割当て申請書及びその添付書類の提出部数、関税割当て証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書の提出部数並びに割当て数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数はそれぞれ1通とする。
- 2 関税割当て申請書等の記載、関税割当て証明書の記載事項の変更、有効期間の延長その他の事由による関税割当て証明書の再交付等に関する手続については、書面又はメールによる提出において、関税割当て申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号。以下「記載要領」という。）によるものとする。
- 3 関税割当て証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。
なお、有効期間の延長の申請を行う場合は、受付担当課への事前の相談を必要とする。
- 4 関税割当て証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部若しくは一部がなくなったとき、割当て数量を全て消化したとき又は関税割当て証明書の有効期間が経過したときは、関税割当て証明書を速やかに返納しなければならない。返納に当たっては、受付担当課に直接持ち込みによるほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当て証明書を返納する際、関税割当て残存数量の全部を返納する場合は、「関税割当て数量の返納について」（別記様式8）を、関税割当て残存数量の一部を返納し、一部の再交付を希望する場合は、書面又は電子メールに

よる提出において、関税割当申請書及び再交付申請理由書（記載要領様式第1）を提出するものとする。

その際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

5 申請に当たって、割当てを受けた用途にのみ使用し、その他の用途には使用又は販売しないことを誓約することとされている割当対象物品について、やむを得ない理由により、割当てを受けた用途以外の用途に使用し、これらの用途以外の用途に使用するため譲渡し、又は割当てを受けた用途と同一の用途に使用する場合であっても、割当てを受けた者から他者へ譲渡（申請時点においてあらかじめ届出のあった譲渡を除く。）しようとするときは、受付担当課へ事前に相談するものとする。

6 農林水産省は、申請者に対し、関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

7 とうもろこしに係る関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表で定める数量と第1の3（別途公表）で定める数量との差（本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び令和5年度下期の割当て以降、令和6年1月17日までに返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それらを加えた数量）の割当てについては、別途公表（第2次公表）する。

第12 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

1 農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。

2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html)